

(金融商品取引法に基づく外務員の登録及び抹消)

(監督局 証券課)

1. 制度の概要

金融商品取引法第 64 条の 7 第 1 項 (第 66 条の 25 において準用する場合を含む。) 又は第 2 項の規定により行う、金融商品取引法第 64 条に規定する金融商品取引業者等の外務員の登録等に関する事務。

2. 指定、登録等の基準

◆金融商品取引法◆

(登録事務の委任)

第六十四条の七 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、協会(認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。以下この節において同じ。)に、第六十四条、第六十四条の二及び前三条に規定する登録に関する事務(以下この条及び第六十四条の九において「登録事務」という。)であつて当該協会に所属する金融商品取引業者等の外務員に係るものを行わせることができる。

2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、協会に所属しない金融商品取引業者等の外務員に係る登録事務(第六十四条の五に係るものを除く。)を一の協会を定めて行わせることができる。

4 協会は、第一項又は第二項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(認定金融商品取引業協会の認定)

第七十八条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融商品取引業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次項に規定する業務を行う者として認定することができる。

2 前項の規定により認定された一般社団法人(以下この項及び次条において「認定金融商品取引業協会」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

六 第六十四条の七第一項(第六十六条の二十五において準用する場合を含む。)又は第二項の規定により行う登録事務

◆金融商品取引法施行令◆

(認定金融商品取引業協会の認定の申請)

第十八条の四の十四 法第七十八条第一項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在の場所

三 役員の氏名及び会員の名称

2 前項の申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

◆金融商品取引業協会等に関する内閣府令◆

(認定の申請書の添付書類)

第二十二條 令第十八條の四の十四第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 二 認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類
- 三 最近の事業年度（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類
- 四 役員の履歴書
- 五 役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面
- 六 役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて令第十八條の四の九第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- 七 その他参考となる事項を記載した書類

◆金融商品取引業等に関する内閣府令◆

(協会の外務員登録事務)

第二百五十四條 法第六十四條の七第一項及び第二項の規定に基づき、次に掲げる登録に関する事務であつて、協会に所属する金融商品取引業者等の外務員に係るものを当該協会に、協会に所属しない金融商品取引業者等に係るものを同項の規定により金融庁長官が定める協会に行わせるものとする。

- 一 法第六十四條第三項の規定による登録申請書の受理
- 二 法第六十四條第五項の規定による登録
- 三 法第六十四條第六項、第六十四條の二第三項及び第六十四條の五第三項の規定による通知
- 四 法第六十四條の二第一項の規定による登録の拒否
- 五 法第六十四條の二第二項の規定による審問
- 六 法第六十四條の四の規定による届出の受理
- 七 法第六十四條の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令
- 八 法第六十四條の五第二項の規定による聴聞
- 九 法第六十四條の六の規定による登録の抹消

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
日本証券業協会	平成4年7月20日	東京都中央区日本橋2-11-2（太陽生命日本橋ビル） 03-6665-6800	外務員の登録事務等を行う認可金融商品取引業協会として、法令に掲げる要件を備える者と認められるため。
一般社団法人 金融先物取引業協会	平成17年6月7日	東京都千代田区神田小川町1-3（NBF小川町ビルディング） 03-5280-0881	外務員の登録事務等を行う認定金融商品取引業協会として、法令に掲げる要件を備える者と認められるため。
一般社団法人 日本暗号資産取引業協会	令和2年5月1日	東京都千代田区一番町18（川喜多メモリアルビル4階） 03-3222-1060	外務員の登録事務等を行う認定金融商品取引業協会として、法令に掲げる要件を備える者と認められるため。
一般社団法人 日本STO協会	令和2年5月1日	東京都千代田区平河町一丁目1番8号（麹町市原ビル8階） 03-6272-8327	外務員の登録事務等を行う認定金融商品取引業協会として、法令に掲げる要件を備える者と認められるため。
一般社団法人 投資信託協会	令和3年7月1日	東京都中央区日本橋兜町2-1（東京証券取引所ビル6階） 03-5614-8400	外務員の登録事務等を行う認定金融商品取引業協会として、法令に掲げる要件を備える者と認められるため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
外務員の登録を受けようとする金融商品取引業者等に対し、外務員一人につき千円	金融商品取引法第64条の8（第66条の25において準用する場合を含む。）に基づく金融商品取引法施行令第17条の15並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第256条による。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和3年9月1日現在）

特に問題は認められない。